

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 日本福祉文化研究センター

② 施設・事業所情報

名称：西宮市立鳴尾保育所	種別：福祉施設	公立保育所
代表者氏名：築瀬 裕子	定員（利用人数）：	117 名
所在地：西宮市笠屋町19-1		
TEL 0798-41-0754	https://www.nishi.or.jp/access/kosodatehoiku/hoiku/shisetsu.files/2021040105naruo.pdf	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和28年8月		
経営法人・設置主体（法人名）：西宮市役所		
職員数	常勤職員： 23 名	非常勤職員： 16 名
専門職員	（専門職の名称）	
	保育士 21 名	15 名
	調理員 2 名	1 名
施設・設備の概要	（居室数）16	（設備等）モニター付きインターフォン
	保育室 事務室 調理室 更衣室	AED、県警ホットライン

③ 理念・基本方針

（保育所の理念）地域の子育てパートナー みんな“わ”になれ 笑顔かがやく なるおっこ
（基本方針）

- ・一人一人の乳幼児の最善の利益を優先して保育に取り組み、保育を通してその福祉を積極的に増進するように努めます。
- ・養護と教育が一体となった保育を通して一人一人の子供の健やかな育ちを支えます。
- ・関係機関との連携を図り、家庭・地域の子育てを支援します。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- ・乳児クラス（0，1，2歳児）…緩やかな担当制
- ・幼児クラス（3，4，5歳児）…主体性を育む年齢枠を外した保育
- ・地域の保育所と連携を図り在宅家庭への支援を行っています

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 3 年 7 月 7 日（契約日）～ 令和 4 年 3 月 11 日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	回（令和 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ・西宮市との連携が確実に出来ており、事業計画や研修計画、地域との連携等、保育に関するマニュアルなどの整備が出来ている。
- ・事業計画の細かな部分については、「おたより」の中で保護者に具体的に伝えている。
- ・福祉ニーズの高い地域であり、地域との信頼関係の構築に力を入れて取り組んでいる。
- ・人権振り返りシートなどを活用し、前期、後期での評価、見直しを行っている。
- ・職員の研修等への取り組みが出来ており、健康管理や安全についての意識が高い。
- ・実際に提供されているサービス内容についても、子どもの主体性や健康管理等を重点に置いた取り組みがされている。

◇改善を求められる点

- ・職員の世代間ギャップがあるため、職員間の情報伝達やコミュニケーションに課題あり。
- ・保護者への伝達について、分かりやすい資料などへの取り組みが期待される。
- ・市のホームページであるが、保育所の独自性（事業計画における特色など）の部分があれば、より理解しやすいものになると思われる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

- ・第三者評価を受審するにあたり、第三者評価担当グループの職員が中心となってマニュアルの見直しを行いました。様々なマニュアルについて検討し合う中で、保育にとって大切な部分について職員間で話し合いを重ねることができ、新たな気づきが生まれました。
- ・項目ごとに行った自己評価では、課題が明確化され職員一人一人の学びにつながりました。理念と保育内容のつながりの大切さを再確認し、課題に向かってどのように取り組むのかを検討し合える機会となりました。
- ・様々な年齢層の職員が意見を出し合い共通理解を深められたことは、職員の成長と園全体の質の向上に繋がったと感じています。今後は学びを活かし、実践の中でより良い保育を行っていきけるよう努力していきます。
- ・保育所運営を行う際には、事業計画に沿って職員と一体となった取り組みが不可欠であることを再認識できたのも大きな成果です。
- ・今後とも地域の子育てパートナーを目指し、子育ての拠点として子どもの目線に立った保育を実践し、乳幼児保育を進めていきたいと思っております。

⑧各評価項目に係る第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>市で作成された理念・基本方針を基に当保育所の置かれている地域の特性などを盛り込み作成されている。職員や保護者へ説明や配布物、保育所内での掲示を通じて周知されている。父母の会が年度当初に行われているが、卒園に向けての取り組みがコロナ禍で困難であり、グループ懇談会等において口頭で伝えている。</p> <p>保護者への説明資料や継続的な周知への取り組みとして、「お便り」などの活用を検討中。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>市で作成された理念・基本方針を基に当保育所の置かれている地域の特性などを盛り込み作成されている。職員や保護者へ説明や配布物、保育所内での掲示を通じて周知されている。保育所独自で地域的特性について、市の子供家庭支援課などと連携し、情報を共有し分析している。市の把握分析に必要な資料等（例、スマイル遊ぼう会の参加情報）を提供されている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>全体として市が主体で予算化や改善課題への取り組みが行われている。保育所として直接関与できる経費予算については改善などの具体的な取り組みがされている。機会のあるたびに、職員会議や朝礼を通じて周知をしている。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>市が作成した中長期保育所事業計画を基に当保育所の中長期事業計画を策定されている。事業計画で実施状況の評価が難しい項目が多くみられる。</p> <p>年度当初の事業計画について、年度末に実施状況の見直しを行い、次年度につなげている。各保育士の自己啓発目標を、事業計画と関連付けていくことが期待される。</p>		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>中・長期計画を基に単年度計画も具体的な内容で作成されている。 単なる行事計画とはなっていないが、中・長期計画と同様で実施状況の評価が難しい項目がみられる。コロナ禍の中、実施が難しい部分もある。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>事業計画は、職員参画の基に策定されていて、担当グループ会議や職員会議などで実施状況の確認・評価が行われている。 職員の理解を促すための取り組みには、一工夫が求められる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>事業計画の内容は、保護者への配布物に、保育所内にも掲示されている。 保護者会についてはコロナ禍で開催されていないので、保護者への周知・説明には、より一層の工夫が求められる。(市とも協議検討し改善されることを期待します。)</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>保育の質の向上に向けた取り組みは、自己評価・人権振り返りシートの評価や確認やグループ活動の中で随時行われている。 今後、第三者評価の継続的な受審が望まれる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>前・後期の職員会議で第三者評価グループを中心に検討され、課題・改善策などは議事録に記載されている。 改善については市との関連があり、当保育所単独では取り組みにくい課題があり、改善計画の見直しには難しい部分がある。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を	a・b・c

	図っている。	
<p>〈コメント〉</p> <p>経営・管理に関する方針は保育所事業計画に明記され、職員会議で説明している。 保育所の方針は分かりやすく書き換えて所内に掲示し、広報誌に掲載されている。 有事に際しての役割と責任・権限委任などは危機管理防災マニュアルに記載されている。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>所長の研修は市の担当であり、保育所としては遵守すべき法令などは案内のあった研修会や勉強会へ参加している。 所長会で得た情報や厚労省よりの通達などを職員に回覧・保管して周知している。 今後、具体的な取り組みが期待されます。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>年2回の自己チェックリストなどを活用して職員とのカンファレンスを実施しており、各ブロック・担当者会議へは、施設長より具体的な課題を提示し、会議へは副所長が参画している。 職員の教育・研修については、市からの案内のあった研修に参加は認められており、研究グループによる保育所独自の取り組みもされている。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>経営改善は基本的に市の担当であり、保育所として関与できる範囲で指導力を発揮している。 改善の実効性を高めるため、リーダー会・ブロック会を設置する体制が構築されている。 本人の希望経験に配慮した人員配置を行うと共に、休憩室など環境整備にも取り組んでいる。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>市の「西宮市人材育成基本方針」に基づいて人員の配置がされている。 福祉人材の確保などは、市の保育事業課が担当している。 市の計画策定時、保育所としては、所長会などで意見具申を行っている。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>人事管理については市の保育事業課が担当しており、市の職員として期待する職員像・人事基準が、明確に示されている。 人事考課に当たっては、当保育所から目標管理シート・自己申告書などの資料を市に提供しており、人事考課は、市の保育事業課が行っている。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに	a・b・c

	取組んでいる。	
<p>〈コメント〉</p> <p>保育所長は、日々の就業状況は把握すると共に職員の様子には気を配って声掛けをしている。目標管理シートの面談時を利用して職員の悩みの相談を行うなど相談し易い雰囲気を作り、働きやすい職場作りに務めている。</p> <p>福祉人材の確保や人員体制については、市が主体的に行っている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>「期待する職員像」は事業計画に明示されており、目標管理シート・自己申告アンケートなどを通じて職員一人一人の目標を明確にしている。</p> <p>面談・カンファレンスを実施して進捗状況の確認・目標の達成度を確認している。</p> <p>年度内における中間面接がないため、目標の見直しや修正はされていない。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>教育・研修に関する基本方針・計画の策定・実施は市が担当している。</p> <p>保育所としては、その策定された研修に職員の希望を考慮して参加させている。</p> <p>保育所内での独自の教育・研修の取り組みが求められる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>各職員の専門資格・研修記録は把握されており、必要な研修の受講や外部研修への参加の奨励がされている。</p> <p>職員のOJTは、クラス編成の際にベテランとの組み合わせを考慮、クラス交流会の場を通じて行われている。</p> <p>研修参加者は、職員会議の場などで報告、研修報告書の回覧を行い研修内容の共有化を図られている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>実習生育成に関する基本姿勢や意義がマニュアルに明文化されており、実習生受け入れマニュアルに準じて受け入れを行っている。</p> <p>受け入れ実習生の専門性に配慮した実習プログラムは、現在市で準備中である。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページ・おたより・園の概要などで理念・基本方針や事業計画などは公表されている。事業計画の内容や、予算・決算などについて市のHPで公表されており、第三者評価の受審や相談苦情への対応などは、今度の状況を見ながら公開を検討中。現状では、苦情・相談で公表する様な事例は発生していない。市の「市民のこえ」窓口では、苦情等の対応マニュアルがありQ&Aも作成されている。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>市が作成した予算に基づき、保育所長が予算の執行を行ない、公立保育所として市が策定した運営手続きに沿って、当保育所に任せられた範囲内で担当を明確にし、運営されている。公立保育所として、市の独自の審査体制が出来ており、監査事務局などによる指導・監査の仕組みがあり、公認会計士や監査法人による監査も行われている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域との関わり方について事業計画に明記されている。社会資源の情報は随時保護者に案内文の配布を行い、保育所内に掲示し、その利用を推奨している。今年度は、コロナ禍で地域との交流事業が実施出来なかったが、小学校との交流会や保育所見学などは実施されている。コロナ禍の中で、工夫して取り組みが行われている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「保育所ボランティア受け入れについて」のマニュアルに受け入れに関する基本姿勢、手順などが明示されている。マニュアルに従って受け入れを行っているが、ボランティアの受け入れについては、今年度の受け入れが確認できなかったが、例年であれば事前にカンファレンス等を行い、研修が行われている。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p>社会資源のリストが整備され、職員会議などを通じて職員に共有化がされている。各関係機関とは、保育所長連絡会などで共通の問題を協議されている。虐待問題に対しては、市を通じて児童相談所など関係機関との連携が出来ている。</p>		

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
<コメント> 保育所のスペースや専門性などを活用して地域に根付いた取組みがされている。 災害時は保育所の駐輪場をペットスペースとして活用する等、地域のニーズに対応している。 地域行事への参加や自治会に加入し、地域の活性化や町づくりにも積極的に取り組んでいる。		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<コメント> 地域の福祉ニーズは、地域の他保育所との情報交換を通じて把握し、保育所の年度計画に反映されている。年度計画に基づき児童館での育児相談・電話や保育所見学時の育児相談など実施しており、保育所周りの地域清掃活動などにも参加している。 コロナ禍で民生・児童委員などの会議は、開催出来ていないが連携は行っている。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 保育所の基本理念に子どもを尊重した保育の実施を明示されている。 所内に掲示されると共に職員会議などで話し合い共通理解を深める取組みがされている。 人権グループが中心になり日々の保育において、子どもを尊重した保育がなされているかの状況を把握し、改善検討が行われている。 保護者に対しても懇談会や個人面談を通じて子どもの人権などの理解を促している。 具体的な教材「ぽかぽか絵本」などを用いた取組みがされている。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a・b・c
<コメント> 子どものプライバシー保護・虐待防止など権利擁護のマニュアルが、整備・保管されている。 少人数で家庭的な雰囲気を作るなど保育環境・設備の工夫がされている。 保護者にも入所時などで説明・同意を得ると共に、写真の取り扱いなどの日々の事項についても保護者に説明し同意を得ている。職員会議などでマニュアルの読み合わせを行うなど、その意識を高める取組みを行い、日々の保育がされている。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<コメント>		

<p>市のホームページやパンフレットで、保育所の理念、保育の内容や特性などを分かりやすく紹介している。 保育所の利用希望者に丁寧に対応されていて、市の統一された資料を補完する意味で、近隣の5保育所と共同して作成したチラシを見学者にも提供している。 保護者に向けて、保育所内の掲示板を活用して情報提供されている。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a・b・c
<p>〈コメント〉 入所時には、重要事項説明書や保育所内の資料などを使って説明し、保護者などに同意書を提出してもらっている。 保育の変更時も同様であり、特に配慮が必要な保護者に対しては、複数の職員で対応・子供家庭支援課の援助を求めるなどしており、配慮の必要な保護者に対して、複数の職員で当たるなどルール化されている。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a・b・c
<p>〈コメント〉 市内公立保育所への転所時には、「保育所保育要録」を引き継ぎ文書として渡している。 保育終了後の相談窓口等は、終了時、保護者に説明すると共に、他市への転出や保育所の利用が終了した後も、保育所が継続して相談窓口となる案内文書を渡している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>〈コメント〉 子どもの満足度の把握は日々の日誌で、保護者の満足度は保護者会・参観・懇談会・運動会の後でのアンケートなどを通じて把握されている。 意見箱の設置などを通じて保護者の意向を把握し、グループ・職員会議などで検討する仕組みが出来ている。 園内の第三者評価グループによるアンケート調査などが行われている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a・b・c
<p>〈コメント〉 苦情解決の仕組みは、重要事項説明書に記載して保護者に配布するとともに、保育所内にも掲示されている。 玄関にご意見箱と記入用紙を置かれるなど苦情を出しやすくする工夫が見られる。 受け付けた苦情は職員会議などで改善策を話し合い、解決までの経緯が記録されている。 苦情の公表では、当事者が公表を希望する場合に限り、ホームページ等で公表している。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>保護者からの相談や苦情意見は、どの職員でもよいという内容が重要事項説明書に記載されており、保護者に配布すると共に保育所内の各クラスに掲示されている。 相談はすぐに対応し、話しやすい様に相談室で行っている。 職員が聞き取った内容は日報や職員会議で共有され対応を行っている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>「ご意見・ご要望のための仕組みについて」マニュアルが作成されており、その内容に沿って保護者からの相談・苦情に対応している。 マニュアルについては保育所長会で業務の見直しをし、定期的に精査がされている。日常の対話や個人連絡帳の記述に注意を払い、意見や相談の記述がある場合は所長や副所長に報告することが職員に周知されている。 保護者からの意見は記録に残し、保育の質の向上に役立っている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>市で作成されたマニュアルを基に安全グループが中心になり、毎月の安全点検・園外保育コースの見直しなどを行っている。 事故防止策の検討やヒヤリハット事例を作成し、職員会議で報告するなど事故防止に取り組んでいる。 スイスチーズモデルの研修などが実施され、意識の向上につなげている。 マニュアルの見直しは市が担当している。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>市の保健衛生ハンドブックを基に健康安全グループが中心になり、感染予防・感染症発生時の対応などに取り組んでいる。 感染症の予防策や感染情報などを、適宜、おたよりや当保育所内に掲示し、保護者にも職員にも周知されている。 マニュアルの見直しは市が担当し、毎年行われている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>関係機関・地域の施設と連携し、防災マニュアルに沿って備蓄品等を決め、保育所の立地条件を考慮した避難訓練が実施されている。 毎年、マニュアルに沿った保育士の役割分担や子どもの行動特性などを見直して災害時の対応体制を整備している。 安否確認は、よい子ネットなどを活用出来る様に準備されている。</p>		
40	Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さら	a・b・c

	にその対応方法については、全職員にも周知している。	
<コメント> 調理員が食中毒に関しての研修を行っている。 西宮市立保育所全体での給食会議において、食中毒についてのマニュアル点検・見直しを行っている。		
41	Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。	a・b・c
<コメント> 安全グループにおいて、マニュアルの見直しを行っている。 年2回は不審者訓練として、ホットラインで通報する訓練や不審者が来た時の対応を各クラスや職員会議で話し合っている。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
42	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・b・c
<コメント> クラス会議において、日々の保育の振り返りを行っている。 職員が自分の担当以外のクラスを参観する機会を設けており、職員同士で標準的な保育の実施についての振り返りを行っている。		
43	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<コメント> 前期、後期の年2回、職員会議にて半期毎の振り返りを行っており、保育システムを定期的に見直している。 保護者等の意見や提案については、その都度議題に取り上げ改善につなげている。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
44	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・b・c
<コメント> 入所面接において、聞き取った情報から個別指導計画を作成している。 入所に関しては、保護者からの聞き取りや嘱託医の診断等を用いて、西宮市が入所検討を行っており、保護者の意向把握や同意の手順が出来ている。 アセスメントにおいて、保育所以外の関係者も参加している。		
45	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<コメント> 週指導計画は毎週クラス会議において振り返り、次週の週案に反映させている。 月指導計画は月1回職員会議において振り返りを行っており、質の向上に関わる課題が明らかにされており、年間指導計画は前期後期の2回、全体会議に置いて見直しが行われている。 緊急対応では勤務状況などの必要書類を確認している。		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
46	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
〈コメント〉 クラスの日誌に保育の記録があり、指導計画マニュアルに記録の書き方が明記され、統一した記録となるよう職員会議等で勉強会を行っている。 クラス会議、リーダー会議、全体会議を定期的に行うことによりそれぞれのクラス情報共有が行われている。		
47	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
〈コメント〉 市の条例に基づき適正な管理や研修が行われており、重要事項の説明時に保護者等に説明をしている。 個人情報に関する記録で特に重要な書類は、所長が鍵とともに管理している。		

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a・b・c
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a・b・c
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ・全体的な計画は、西宮市立保育所の副所長会議において作成された共通部分をもとに、各園で地域の実情をふまえ園内の職員会議で話し合い作成している。 ・年間指導計画については、年2回職員会議で振り返りを行い次年度の保育に生かしている。 ・室温、湿度は一日6回確認し記録しており、マニュアルに沿った管理が行われている。 ・消毒マニュアル及びチェックリストに基づき、衛生管理が行われている。 ・給食を食へ終わった子どもから自由に遊んだり、午睡に入るため、落ち着いて食へ終えることのできるような環境を工夫している。 ・日々の保育の中で子どもに対する言葉遣いや、保育をクラス会議や年2回の人権意識振り返りシートでの振り返り、子どもの人権を意識した保育が行なわれている。 ・声掛けや言葉遣いについては、OJTによる取り組みを行っている。 ・生活習慣の習得については全体的な計画に落とし込みが出来ている。 ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を目標像とし、発達を見据えて、小さなステップで生活習慣も身に付くように日々の保育を進めている。 ・子どもたち一人ひとりと向き合い、主体的に行えるように見守り声掛けを行っている。 ・3歳児以上のクラスは年齢の枠を外した保育に取り組んでおり、部屋の遊びはエリアで遊びを分けるなど、子どもたちが自分の遊びたいエリアを主体的に遊べるように環境を整えている。 ・園庭でのあそびは3歳児未満と3歳児以上とを時間を分けて利用することで子どもの安全や発達に合わせた活動が行えるよう配慮している。 ・散歩時において、交通ルールや出会う人たちと挨拶を交わす等社会経験を積む機会がある。 ・園庭には、小さい池があり、小エビやめだか等を観察することができる。 ・児童の主体性を大切に、興味や関心のある様々な体験が出来る取り組みが出来ている。 ・0歳児においては、クラスの部屋での遊びを基本にしながら安心して過ごせる環境の工夫をしている。 ・子どもが慣れるまでは、なるべく同じ保育士が担当し、園の環境に慣れてきた頃から複数の保育士との関わりも増やしていくなど緩やかな担当制をとっている。 ・子どもの成長に合わせて、おもちゃも選定して自由に遊べるように支援している。
--

- ・ 1歳児では乳児園庭があり、安心して外遊びができるように配慮している。
- ・ 2歳児から5歳児までは同じ園庭を使っている。戸外でも遊ぶ子どもの人数が増えすぎないように配慮し、コロナ禍において密を防ぐ工夫を行っている。
- ・ コロナ感染予防のため、地域に出ても近隣の住民と会う機会も少なくなっているが、徐々に散歩時に声掛けをしてくれる近隣住民が増えている。
- ・ 3歳児の後期になると少しずつ年齢枠を外し、年上の子どもたちとも遊ぶように環境を整えたり、援助したりしている。
- ・ 5歳児では小学校との交流で歌などを披露している。
- ・ 施設はバリアフリーではないが、視覚優位といった特性に配慮し、子どもたちが分かりやすいように印（表示）を工夫している。
- ・ 配慮の必要な子供に対しては、医師、保健師、臨床心理士や担当保育所長が園を巡回、子どもの様子を観察し、対応方法や加配の必要性等の相談や助言を得ている。
- ・ 加配を要する子ども（あゆみ）には個別計画が作成され、あゆみ日誌を毎日記録している。
- ・ 早朝、延長保育を行っている子どもには、一日に5～6名の保育士がかかわることになり、朝夕の引き継ぎ簿で引き継ぎに漏れが無いように心がけている。
- ・ 職員会議で、長時間保育を受ける子どもにとって、過ごしやすい環境や保育の内容、職員体制などについての話し合いが行われ、保育士間で共通理解を図っている。
- ・ 幼保小連携担当者会や管理職員合同会議を通じて、小学校との連携が出来ている。
- ・ 昨年度はコロナ感染予防のために、つながり事業で行われる小学校での模擬授業を受ける機会がなかったが、散歩時に小学校の前を通ると小学生が子どもたちに手を振り、園に来てくれることもあり、小さな交流ではあるが継続している。
- ・ 入所時に保護者から健康調査票を提出してもらい、子どもの既往症や健康状態についての把握を行っている。
- ・ 年間の健診の予定や、子どもの健康管理に関する取り組みについて、職員に周知が行えるよう保健計画を立案している。
- ・ 小児科健診に合わせて身体計測を行い、保護者にも成長の記録として渡している。
- ・ SIDSに関して2歳児までは午睡時に5分毎に呼吸のチェックを行ない、健康観察チェック表に記録している。
- ・ 健診記録を保管しており、健診に異常が見つかった時は、保護者に受診の依頼から、受診後の結果報告を出してもらっている。（様式あり）
- ・ アレルギーに関して職員達で園独自のマニュアルを作成している。
- ・ アレルギー対応食は子どもたちがアレルギーを理解できるよう、あえて違ったものを用意し、子どもたちの理解を深める努力がされ、保護者などへの理解を深めるため、個人情報に配慮した対応に努めている。
- ・ 調理時にはアレルギー対応食は下準備の段階から個別に調理をして、アレルギー源となる食材が混ざらないように調理している。
- ・ 調理方法では子どもの発達にあった食材の大きさに切り分け、アレルギー食、低年齢児食、高年齢児食と別々の鍋で調理している。
- ・ 食事量については同じ量を配食し、一人ひとりの子どもに合わせた量を取りわけ、完食した後、とりわけた量を追加しており、嫌いな食材であっても、自身が無理無く食べられた自信

を持つことができている。

- ・毎月、西宮市立保育所全体で献立検討会を開催しており、全市立保育所が献立や調理方法を統一して提供を行っている。
- ・食育については、各園で野菜の栽培から収穫調理といった一定の流れのもと、おやつ作り等、子どもたちと一緒にやっている。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c

特記事項

- ・未満児に関しては個人連絡表で家庭の様子と園での様子を交換している。幼児では保護者から連絡表に園に伝えたいことが書かれており、それに対して園からの返答も書きこみ、相互の情報交換を行っている。また、懇談会においては、園の理念等も説明する機会を設けている。
- ・保護者には送迎時に積極的に声掛けを行い、少しの時間でも会話を交わすように心がけており、保護者との信頼関係を築いている。
- ・年に数回西宮市が市立保育所職員に対して専門研修を行い、職員が園に持ち帰り、全体会議の場で伝達研修を行っている。
- ・日々の送迎時の保護者の様子から、虐待には至っていないか子育てのしんどさを感じられる保護者に対しては、適切な声掛けを行い、できれば個別に話を聴く時間を設けるようにしている。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c

特記事項

- ・全体会議の中で月間保育反省を行っている。保育士一人ひとりが保育理念、保育目標に基づいて立てた自身の目標を意識しながら保育をすすめていけるよう努めている。年2回、保育所長、副保育所長が面接を行い評価もやっている。